４　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のものには、道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの又は緊急自動車を除き、協定規則第178号の規則5.及び6.に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。	（新設）
５・６　（略）	４・５　（略）
（座席）	（座席）
第28条　（略）	**第28条**　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。	６　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ　（略）	第１項第３号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.10.まで、6.1.5.及び6.4.から6.7.までを除く。また、協定規則第126号の規則6.に適合する仕切り装置（同規則2.1.に規定する装置をいう。第106条において同じ。）を備える場合（第５条第１項第４号及び第５号に掲げる場合を除く。）にあっては、5.12.2.を除く。）に定める基準
二～八　（略）	（略）	（略）

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ　（略）	第１項第３号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.10.までを除く。）に定める基準
二～八　（略）	（略）	（略）

（自動車の騒音防止装置）

第40条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20㎞／ｈ未満のものは除く。）は、協定規則第41号の規則6.に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2.から8.4.までの規定に適合する構造であればよいものとする。

五　（略）

２　（略）